

書士の費用等の立替え等を行う代理援助・書類作成援助に係る業務)を実施した。

(4) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知を図った(表2-2-20)。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であり、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)が成立し、本法律に基づき、「成年後見制度利用促進委員会」における議論を踏まえ、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定した。基本計画には、利用者がメリットを実感できる制度、運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和などの観点からの施策目標を盛り込んでいる。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出した。

5 研究開発・国際社会への貢献等

「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研

究推進のための基本的施策」については、高齢社会対策大綱において、次の方針を示している。

先進技術を生活の質の向上に活用することは、高齢者の豊かな生活につながるとともに、新たな技術に対する需要・消費を生み出し、技術活用の好循環を生み出す。高齢社会と技術革新が互いに好影響を与える関係づくりを推進する。

科学技術の研究開発は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。また、高齢社会の現状やニーズを適切に把握して施策の検討に反映できるよう、ビッグデータ分析など、データ等の活用についても環境整備を図る。

世界でも急速な高齢化に直面している国が増加していることから、我が国の高齢社会対策の知見や研究開発成果を国際社会に発信し、各国がより良い高齢社会を作ることにより政府のみならず、学術面や産業面からも貢献できるよう環境整備を行う。あわせて、高齢社会の課題を諸外国と共有し、連携して取組を進める。

(1) 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の「健康寿命延伸産業」の創出推進に向け、供給・需要の両面から検討し、取組を進めた。具

体的には、地域版次世代ヘルスケア協議会の活動の促進、官民ファンドの活用促進、グレーゾーンの解消等の供給面の支援及び企業・健保等による健康経営の促進等の需要面の支援について検討を行い、各施策を実行した。このような取組みに加えて、健康立国に向けて、認知症、虚弱（フレイル）等の健康課題や生活環境等に起因・関連する課題の解決のために、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）で提唱したSociety 5.0の構築を目指した、最先端科学技術の活用、実装に取り組んだ。

高齢者等が安全で快適に移動できるよう、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に周辺の交通状況や信号灯火に関する情報等を提供することで注意を促し、ゆとりをもった運転ができる環境を作り出す安全運転支援システム（DSSS）・信号情報活用運転支援システム（TSPS）やETC2.0等のITS（高度道路交通システム）に関する研究開発及びサービス展開を実施した。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に大きな期待がされている自動車の自動運転に関して、「国土交通省自動運転戦略本部」を立ち上げ、高齢者事故対策を目的とした自動運転技術の開発及び普及促進策や、中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験・実装に向けた検討を実施した。

他方、「高齢者等向けの無人自動運転移動サービス」の実現に向け、様々な地域で研究開発・実験が行われるとともに、必要な関連法規の見直しを含む制度整備の方向性を検討した。

さらに、介護ロボットについては、自立支援等による高齢者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現するため、現場のニーズを真に汲み取った開発等を促進しており、平成

29年10月には、重点的に開発等の支援を行う分野を拡充した。

(2) 研究開発等の推進と基盤整備

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因である認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行っている。

高齢期の主要な死因であるがんの対策については、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号。以下「基本法」という。）に基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）により推進してきた。平成24年6月に策定された第2期の基本計画に掲げられた3つの全体目標（「がんによる死亡者の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」）や、平成27年12月に策定した「がん対策加速化プラン」を踏まえ、「放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」等の課題を踏まえて、総合的かつ計画的に取組を実施してきた。また、がん医療に関する状況の変化や平成28年12月に改正された基本法の内容を勘案し、がん対策の進捗状況と評価を踏まえ、第3期の基本計画を策定した（平成30年3月閣議決定。）。がん研究については、基本計画に基づき策定された「がん研究10か年戦略」を踏まえ、実施している。本計画に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資することを目的とした調査研究等に加えて、がんの新たな予防法・早期発見手法の実用化、新規薬剤・医療機

器開発、標準治療の開発等を目指した研究を推進している。また、小児がんや高齢者のがん、難治性がん、希少がん等、ライフステージや個々の特性に着目したがん研究を強力に推進することによりライフステージ別のニーズに応じたがん医療の提供を目指し、研究を進めている。

さらに、次世代のがん医療の実用化に向けて、がんの生物学的な本態解明に迫る研究、がんゲノム情報など患者の臨床データに基づいた研究及びこれらの融合研究を推進している。

イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

そのため、福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発の支援等を行っている。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施した。

開発の前段階から介護現場のニーズの伝達、試作機器について介護現場での実証（モニター調査）等を行い、福祉用具・介護ロボットの実用化を支援した。

また、ロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置など、日本発の、国際競争力の高い革新的医療機器・システムの開発・実用化を図っ

た。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、ものづくり中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・実用化を支援した。こうした事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じて実施した。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行った。

エ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

現在、運転免許証の更新を予定している70歳以上の高齢運転者を対象とした高齢者講習においては、運転適性検性の項目の一つとして、水平方向の視野検査を実施している。

これまでの調査研究により、高齢者に多くみられる緑内障等の病気は上下方向を含めた視野全に影響を与え、これが安全な運転に影響を与えていることが明らかとなったことから、視野全体を検査することができる新たな検査方法の導入に向けた調査研究を実施した。

高齢社会対策総合調査として、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、高齢者の意識やその変化を把握している。平成29年度は、高齢者の日常生活、医療や介護の状況、社会的な活動への参加状況について調査を実施した。

また、高齢者等の安全・安心な生活の実現のために、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業（社会技術研

究開発)において、平成27年度までに実施した、研究者と関与者との協働による社会実験を含め、高齢社会の問題解決に資する研究開発の成果を集約・統合し、社会に実装する取組を推進した。

オ データ等活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、官民データの利活用を推進した。

ユーザーからの統計等データの提供要請に対し、各府省において速やかな対応が可能となるよう、統計等データの提供等の判断のためのガイドラインの策定に向けた検討を行うなど、「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)に基づき、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図った。

(3) 諸外国との知見や課題の共有

ア 日本の知見の国際社会への展開

内閣官房健康・医療戦略室長を議長とし、関係府省庁担当局長等を構成員とする「アジア健康構想推進会議」において、アジア健康構想の下での医療・介護分野における人材還流を促進するため、国内外における日本語学校の民間認証制度を構築すること、介護職種に係る技能実習生について、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストに関して求められる基準の検討体制を構築することとした。

また、医薬品の新興国への展開に係る取組を関係府省庁が連携して推進するため、平成29年12月6日、健康・医療戦略推進本部の下に「国際医薬パートナーシップ推進会議」を設置

し、具体的な事業を推進するための産官学の協力体制や具体的な初期の取組等についての検討に着手した。

加えて、アジア健康構想を推進するための官民連携プラットフォーム第2回「国際・アジア健康構想協議会」(平成29年2月9日設置)を平成30年3月7日に開催し、アジアに紹介すべき日本的介護の整理(事例の整理等)等について意見交換を実施した。

また、我が国は、G7、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場において、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられることを指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等全てのサービスが含まれている。これまで開発途上国において高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じ、日本の高齢化対策等に関する経験・知見の共有を図ってきた。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

全ての人々が質の担保された保健医療サービスを楽しみ、経済的困難を伴わない状態を指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)と高齢化をテーマとして、平成29年7月に、日本とASEANの枠組みでは初めてとなる日・ASEAN保健大臣会合を日本で開催した。会合には、ASEAN各国の保健大臣等と世界保健機関(WHO)、世界銀行、アジア開発銀行等の関係機関の代表者が出席し、本会合の成果として、日・ASEAN保健大臣共同宣言を採択したほか、「日・ASEAN UHC イニシアチブ」を発表し、日本とASEAN各国が関係する国際機関等と連携し、高齢化に焦点を当て、2030年ま

で持続可能なUHCを達成することに向け、「住民登録や人口動態統計を含む基本的データシステムの構築やUHCに関する共同研究の促進」、「政策人材の育成や知見の共有」に共に取り組むことを確認した。

また、平成29年11月に「地域包括ケア、医療と介護の連携」及び「健康な高齢化」をテーマとする日中韓高齢化セミナーを中国で開催し、政策対話を行った。

さらに、平成29年8月15日ベトナム（ホーチミン）において、アジア太平洋地域27か国の国会議員、政府関係者、国際機関及び医療・介護等の民間事業者を対象とした「マルチステークホルダー・フォーラム 持続可能な成長のための健康長寿社会への投資— 高齢者ケアのための地域的アプローチ」を開催し、アジア健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援など、我が国が培ってきた様々な高齢者施策の知見・経験を紹介し、アジア諸国に高齢者ケアのための人材育成や日本の技術やサービス導入への関心を喚起した。

6 全ての世代の活躍推進

「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策」については、高齢社会対策大綱において、次の方針を示している。

高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせるよう、人々が若年期から計画的に高齢期に向けた備えを進めるとともに、各世代が特有の強みをいかしながら多世代のつながりを醸成し、全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するため

の施策を推進する。

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に基づく取組を推進した。特に、働き方については、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を推進した。

また、人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるため、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を策定するとともに、「人生100年時代構想会議」においては平成29年12月に中間報告を取りまとめた。

さらに、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）に基づく取組を推進した。

「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）第7条に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など総合的な少子化対策を推進している。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。